

平成26年度 三次市の給与・定員管理等について

1 総括

人件費の状況（普通会計決算）

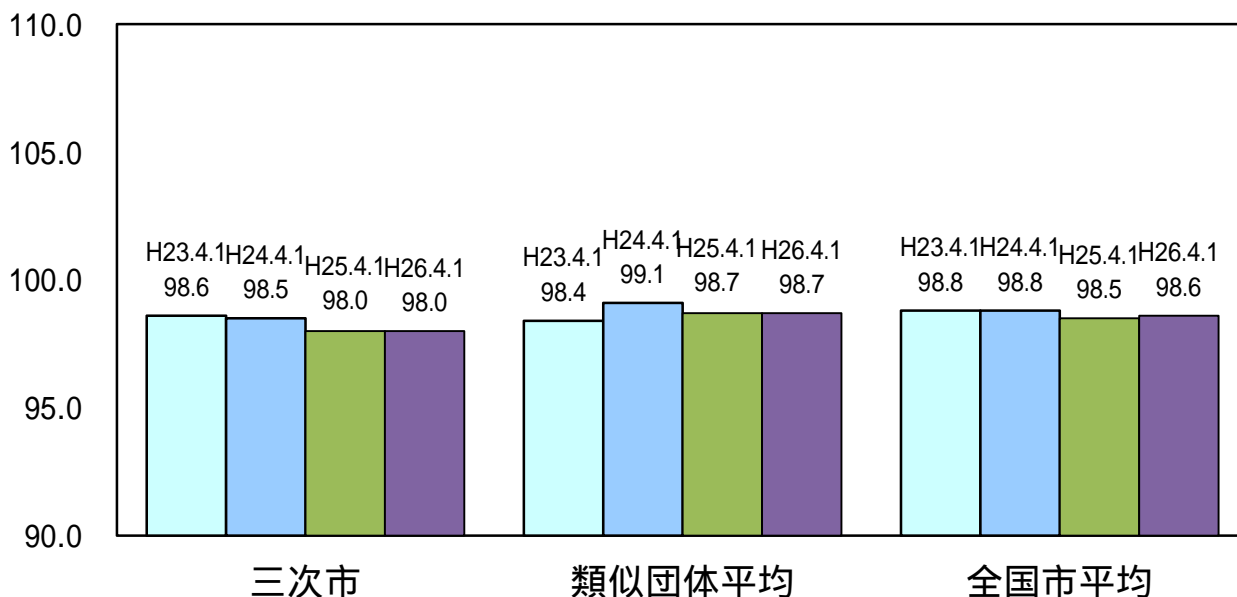
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
平成 25年度	人 56,095	千円 42,460,230	千円 892,618	千円 4,807,231	% 11.3	% 14.0

職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	人 527	千円 2,083,926	千円 320,416	千円 777,119	千円 3,181,461	千円 6,037	千円 5,815

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 類似団体平均については、公表されている数値の直近の年度のものとしています。

ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年度及び平成25年度は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

平成26年4月1日現在のラスパイレス指数が、3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、3年連続で上昇している場合、100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）
平成27年4月1日

（内容）
行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表（医療職（一）給料表を除く）については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三次市	45.5 歳	350,342 円	406,975 円	372,975 円
広島県	44.4 歳	346,444 円	426,952 円	384,479 円
国	43.5 歳	335,000 円	円	408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三次市	52.4 歳	28 人	372,219 円	388,379 円	385,165 円				
うち清掃職員	55.6 歳	9 人	387,267 円	402,578 円	401,567 円	廃棄物処理 業従業員	44.7 歳	288,100 円	1.40
うち学校給食員	52.5 歳	10 人	370,518 円	382,724 円	381,738 円	調理士	42.7 歳	227,900 円	1.68
広島県	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円				
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	円	326,611 円				
類似団体	49.7 歳	34 人	316,350 円	352,255 円	336,838 円				

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
三次市	- 円	- 円	-
うち清掃職員	6,449,923 円	3,939,100 円	1.64
うち学校給食員	6,088,509 円	2,989,400 円	2.04

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成23年～25年の3ヵ年平均)。技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		三次市	広島県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	177,208 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	143,213 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	- 円	-

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

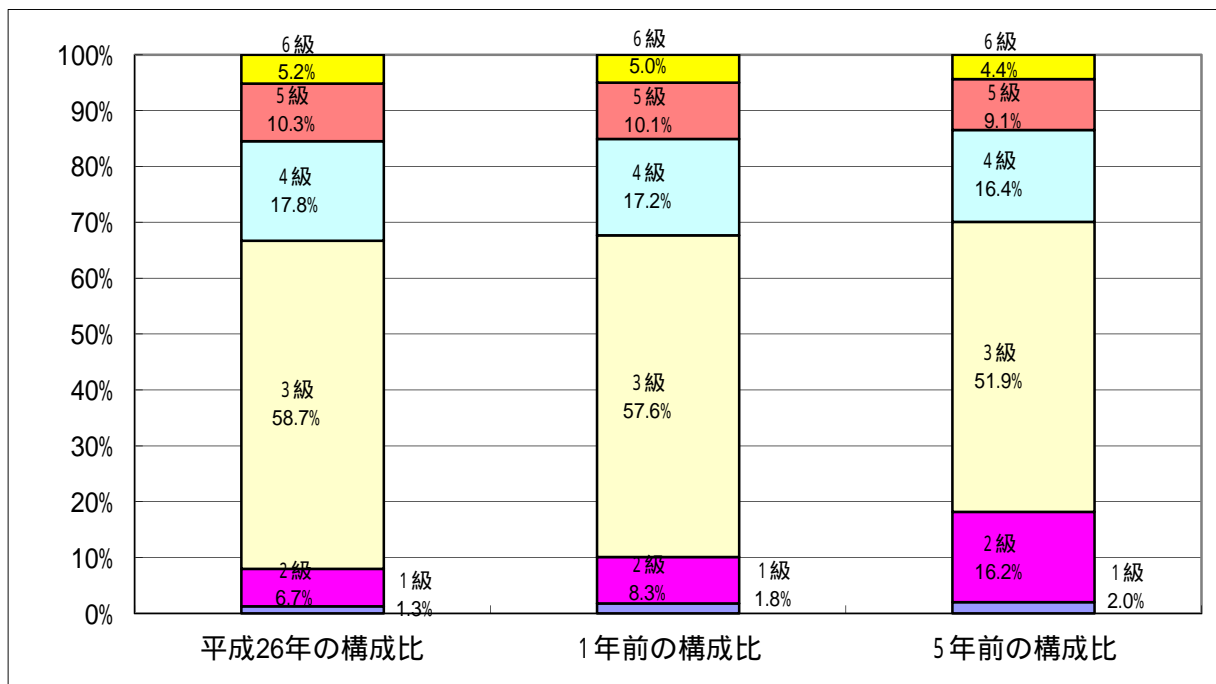
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	285,929 円	326,985 円	365,224 円
	高校卒	244,900 円	285,050 円	335,113 円
区 分		経験年数25年以上30年未満		
一般行政職	大学卒	386,339 円		
	高校卒	362,836 円		

3 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	5 人	1.3 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主任主事・主任技師	26 人	6.7 %	185,800 円	340,700 円
3 級	主任	227 人	58.7 %	261,900 円	420,400 円
4 級	係長	69 人	17.8 %	289,200 円	441,900 円
5 級	課長	40 人	10.3 %	320,600 円	456,300 円
6 級	部長	20 人	5.2 %	366,200 円	447,200 円

- (注) 1 三次市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



昇給への勤務成績の反映状況

昇給日(4月1日)前の一年間に、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員、又は処分を受けた職員については、その休暇等の日数や処分内容に応じて昇給号数を減じたり、あるいは昇給しないこととしています。

4 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

三 次 市		広 島 県		国	
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,457 千円		1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,539 千円			
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

[参考] 勤勉手当への勤務成績の反映状況

基準日(6月1日及び12月1日)以前の6か月間に、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員、又は処分を受けた職員については、その日数や処分内容に応じて、勤勉手当の支給割合を減じています。

退職手当(平成26年4月1日現在)

三 次 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(2%~45%加算) ・職制上の段階、職務の級等による調整額の加算措置		
1人当たり平均支給額	1,769 千円	22,329 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		272 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		90,692 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都のうち特別区	18 %	1 人	18 %
広島市	10 %	2 人	10 %

特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		81,829 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		271,857 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		31.0 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事手当	防疫作業を行った職員	防疫作業に従事したとき	日額500円
行旅死亡人等取扱手当	行路病人の救護の作業に従事した職員	行路病人の救護の作業に従事したとき	1件当たり800円
	行路死亡人の収容の作業に従事した職員	行路死亡人の収容の作業に従事したとき	1件当たり1,500円
放射線・検査取扱手当	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業した職員	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業に従事したとき	日額230円
夜間看護手当	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務に従事した職員	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業に従事したとき	2時間未満 2,000円 2時間以上4時間未満 2,900円 4時間以上 3,300円
分べん業務従事手当	分べん業務に従事した医師等	正規の勤務時間内に出生した新生児に係る分べん業務に従事したとき	1件当たり10,000円
		正規の勤務時間外に出生した新生児に係る分べん業務に従事したとき	1件当たり25,000円
救急医療業務従事手当	救急医療業務に従事した医師等	休日又は夜間(午後10時から翌日の午前5時までの間)において、緊急を要する救急医療業務に従事したとき	1件当たり7,000円

時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	486,847 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	549 千円
支給実績(平成25年度決算)	489,342 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	544 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(平成25年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000 円	同じ	-	104,162 千円	224,487 円
	配偶者以外1人目 (配偶者有) 6,500 円				
	配偶者以外1人目 (配偶者無) 11,000 円				
	配偶者以外2人目以降 6,500 円				
	満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算				
住居手当	借家（上限） 27,000 円	同じ	-	61,507 千円	294,290 円
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員	同じ	-	64,582 千円	83,332 円
	交通機関 (1ヶ月あたり支給限度額) 55,000 円				
	交通用具 (1ヶ月あたり支給限度額) 23,600 円				
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 23,000円～45,000円(距離加算)	同じ	-	5,776 千円	288,800 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員	異なる	-	36,209 千円	489,305 円
	行政職部長級 53,000 円				
	行政職次長級 41,000 円				
	医療職部長級 81,000 円				
	医療職次長級 56,000 円				
	行政・医療職課長級 31,000 円				
	(平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の原資として10%削減し定額化した)				
休日給手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数	同じ	-	時間外勤務手当に含む	

病院職員の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(平成25年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 給料の時間単価×0.25×時間数	同じ	-	23,975 千円	166,494 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員	準拠	自宅待機を命ぜられた職員 無	47,730 千円	411,466 円
	一般行政職 4,200 円				
	医療技能職 7,200 円				
	医師 20,000 円				
	医師 10,000 円				
	自宅待機 医療技能職 3,600 円				

管理職特別勤務手当	週休日等に臨時・緊急の必要により勤務した管理職員 4,000円～12,000円	同	-	1,203 千円	300,750 円
特地勤務手当	医師、歯科医師が赴任する場合の生活不便に対し、医師、歯科医師確保のため(給料月額+扶養手当月額)×15%	準拠	地域によって支給の有無がある	58,645 千円	902,234 円

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
		三次市	(参考) 類似団体における最高/最低額
給料	市 長	450,000 円 (900,000 円)	1,000,000 円 / 440,000 円
	副 市 長	730,000 円	830,000 円 / 375,000 円
報酬	議 長	454,000 円	698,000 円 / 310,000 円
	副 議 長	407,000 円	620,000 円 / 245,000 円
	議 員	371,000 円	560,000 円 / 222,000 円
期末手当	市 長	(平成26年度支給割合)	
	副 市 長	4.10 月分	
退職手当	議 長	(平成26年度支給割合)	
	副 議 長	4.10 月分	
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	900,000円×支給率(5.0)×年数 730,000円×支給率(3.0)×年数	18,000,000 円 8,760,000 円

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

(注)2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

職員の採用状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

試験職種		平成25年度採用者数	平成24年度採用者数
市長事務部局等	事務職	6人	5人
	身体障害者対象事務職		
	技師		1人
	保育士	1人	2人
	保健師		1人
	看護師(診療所)		
	教育委員会指導主事	2人	1人
	小計	9人	10人
中央病院	医師	17人	16人
	医療技術職	4人	2人
	看護師・助産師	24人	27人
	小計	45人	45人
合計		54人	55人

職員の退職の状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

区分	市長事務部局等		中央病院(医療職)	
	平成25年度退職者数	前年度退職者数	平成25年度退職者数	前年度退職者数
定年退職	10人	13人	3人	2人
普通退職	17人	27人	25人	29人
分限免職		-		-
懲戒免職		-		-
失職		-		-
死亡退職	2人	-		-
合計	29人	40人	28人	31人

(注)1 定年退職：地方公務員法第28条の2第1項の規定により離職すること。

2 普通退職：自己都合により退職すること。

部門別職員数の状況と主な増減理由

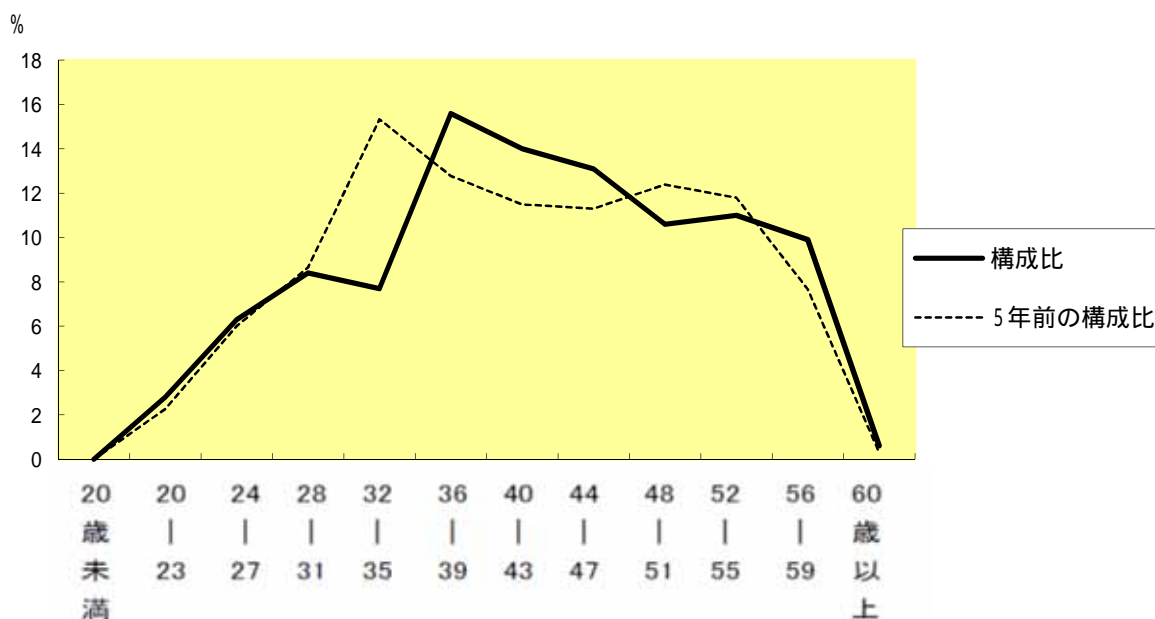
(各年4月1日現在)

区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通 会計 部門	議会	6	6		
	総務	137	134	3	・総務部門の組織・機構・事務事業見直しによる減
	税務	37	37		
	民生	179	172	7	・退職不補充及び事務事業見直しによる減
	衛生	27	27		
	労働	1	1		
	農林水産	31	31		
	商工	11	9	2	・商工一般部門及び観光部門の組織・機構・事務事業見直しによる減
	土木	51	50	1	・土木一般部門事務事業見直しによる減
	計	480	467	13	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.25 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 53.52 人)
教育関係	48	47	1	・退職不補充による減	
小計	528	514	14	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.63 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 71.79 人)	
公営 企業等 会計 部門	病院	391	406	15	・病院の業務増に伴う増
	水道	14	14		
	その他	40	40		
	小計	445	460	15	
合計	973 [1,287]	974 [1,287]	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 173.63 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	27人	62人	82人	75人	152人	135人	128人	103人	107人	97人	6人	974人

職員数の推移

区分 部門	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	542人	530人	516人	507人	480人	467人	75人 (13.8%)
教育	58人	55人	53人	49人	48人	47人	11人 (19.0%)
普通会計計	600人	585人	569人	556人	528人	514人	86人 (14.3%)
公営企業会計等	417人	409人	423人	430人	445人	460人	43人 (10.3%)
総合計	1,017人	994人	992人	986人	973人	974人	43人 (4.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

構造改革特別区域法第24条第5項に基づく臨時的任用の状況

三次市では、地方公務員法の特例措置（臨時的任用期間の延長）に関する構造改革特別区域計画の認定（第32回認定）を受け、保育士の臨時的任用を最長で3年間延長（更新）する事業を平成26年度から実施しています。平成26年度の本事業による臨時的任用の雇用実績は次のとおりです。

職種	通算任用期間	人数
保育士	1年目	65人
	2年目	-
	3年目	-

(注) 平成26年4月1日現在

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 25年度	千円 863,879	千円 21,049	千円 47,831	% 5.5	% 6.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 25年度	人 8	千円 32,413	千円 3,195	千円 12,223	千円 47,831	千円 5,979

(参考) 市町村 一人当たり給与費
千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成16年4月1日新設合併

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三次市水道事業	44.8 歳	360,088 円	508,274 円
三次市(一般行政職)	45.5 歳	361,720 円	504,281 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 次 市	三 次 市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,528 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,473 千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

三 次 市			三 次 市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 無)			・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	6,970 千円	22,554 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 支給なし

エ 特殊勤務手当 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	1,276 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	141 千円
支給実績（平成25年度決算）	888 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	111 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	（平成25年度決算）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000 円	同じ	-	1,123 千円	281 円
	配偶者以外1人目（配偶者有） 6,500 円				
	配偶者以外1人目（配偶者無） 11,000 円				
	配偶者以外2人目以降 6,500 円				
住居手当	借家（上限） 27,000 円	同じ	-	0 千円	0 円
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員	同じ	-	664 千円	83 円
	交通機関（1ヶ月あたり支給限度額） 55,000 円				
	交通用具（1ヶ月あたり支給限度額） 23,600 円				
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 23,000円～45,000円（距離加算）	同じ	-	0 千円	0 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員	異なる	-	344 千円	344,100 円
	行政職部長級 53,000 円				
	行政職次長級 41,000 円				
	医療職部長級 81,000 円				
	医療職次長級 56,000 円				
行政・医療職課長級 31,000 円					
休日給手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数	同じ	-	時間外勤務手当に含む	